

氏名（国籍） 黄 蓮順（中華人民共和国）
学位の種類 博士（商学）
学位の番号 甲36号
学位授与年月日 2015年3月20日
学位論文題目 「中国－米国間の知的財産権をめぐる通商摩擦
～知的財産権紛争の行方～」

論文審査委員 （主査）教 授 川本明人
 （副査）教 授 藤田楯彦
 （副査）教 授 森田 憲

博士論文要旨

本論文は中国とアメリカ間の通商関係の展開、とりわけ知的財産権をめぐる紛争を対象とした研究である。

1949年中華人民共和国（中国）が成立してから現在に至るまで、中国とアメリカ間では繊維製品をめぐる貿易摩擦や、人民元切り上げの問題、模造品・海賊版の横行による知的財産権の侵害問題などさまざまな経済摩擦が絶えず起きていたが、知的財産権関連摩擦は最も頻繁に議論されるテーマである。特に、2013年の中国のモノに限る貿易総額は4兆1600億ドル（約416兆円）でアメリカを抜いて世界一になってから、二つの大国間の経済関係はさらに世界の注目を集めている。中国の高い経済成長に伴い、輸出構造は労働集約的製品から知識・技術集約的ハイテク製品に至る幅広い製造業分野で競争力を持ち始めたので、知的財産権に関わる第3次産業の比重の増加はアメリカとの経済摩擦に拍車を掛けるおそれもある。知的財産権が最大資産であるアメリカにとって、中国の知的財産権保護制度の不備は大きな通商問題とならざるをえない。

本論文は中国とアメリカ間の知的財産権紛争に焦点を当てた研究であって、知的財産の対象を明らかにし、紛争の背景をさぐると同時に、中国が知的財産権保護において行っている法律制度の整備と実効性を分析することから、米中知的財産権の現状および今後の知的財産権紛争の行方を考察し、知的財産権戦略の課題を提示するものである。

構成は以下の通りである。

序章 研究背景と目的

第1節 本論の目的

第2節 先行研究

第3節 先行研究のまとめと本論文の視点

第4節 論文の構成

第 1 章 知的財産権概念及び知的財産権制度の設立

第 1 節 知的財産とは

第 2 節 米中知的財産関連国際条約

第 3 節 知的財産権とアメリカ経済

第 4 節 知的財産権制度の歴史

第 5 節 中国の知的財産権制度の沿革

第 2 章 米中通商関係の現状と問題点

第 1 節 米中経済関係展開

第 2 節 米中間の貿易関係の現状

第 3 節 米中貿易関係の問題点

第 4 節 小括

第 3 章 WTO 加盟以前の米中間の知的財産権紛争

第 1 節 先行研究の紹介と本章の視点

第 2 節 知的財産権紛争の対象

第 3 節 米中知的財産権紛争の背景

第 4 節 米中知的財産権紛争の展開

第 5 節 小括

第 4 章 WTO 加盟後の米中間の知的財産権紛争

第 1 節 中国の知的財産権の現状

第 2 節 米中知的財産権紛争（WTO 加盟後）

第 3 節 米中知的財産権紛争の特徴（WTO 加盟後と加盟以前を比較して）

第 4 節 小括

第 5 章 米中間知的財産権紛争の行方

第 1 節 中国の通商政策

第 2 節 中国の知的財産権の仕組み

第 3 節 中国の知的財産権紛争処理方法—[三審合一]裁判モデル

第4節 中国知的財産権保護不備の背景

終章 中国の知的財産権戦略の課題

参考文献

各章の概略は以下の通りである。

序章 研究背景と目的

序章では、このテーマに取り組むため、まず知的財産権紛争に関する文献を取り上げ、先行研究の紹介と検討を行い、本論文の研究課題を明らかにする。

知的財産権をめぐる米中通商摩擦については、国によって、また研究者によっても見方がさまざまであった。その中でも中国の知的財産権法制度に焦点をあてて研究された文献がほとんどであった。中国の知的財産権法制度に関しても見解が異なり、知的財産権の歴史が浅い割にはほとんどの国際条約への加盟を果たして、短期間で先進国並みの知的財産権法制度が完備されたという見方がある一方、知的財産権保護は社会発展のために必要であり、国際的潮流なので、当然だという見方もある。さらに問題としてとりあげているのは、知的財産権関連法制度は完璧であるが、真剣に施行していないという実効性の問題であった。

ここでは、中国の対米通商政策に関する先行研究として、各国の文献を基に検討を行ったが、米中通商問題に関わる文献は日本と中国両方とも多くはなかった。米中知的財産権紛争に関する文献はさらに少なく、法制度や政策の視点からの文献がほとんどで、貿易視点からの文献は極めて少なかった。日本は先進国として知的財産権を重視してはいるが、第3国として米中の通商問題を扱う学者は少ないと見られる。また、中国では知的財産権保護については、歴史が浅く、知的財産権が重視されたのも最近のことで、知的財産権を取り上げる学者がまだ少ない面もある。

米中通商摩擦のなかで特に争点になるのが知的財産権紛争である。知的

財産権をめぐって先進国と途上国間で起きる紛争のなかではアメリカと中国が多く、一番注目を集めている。資本主義のアメリカと違って、中国は中国共産党が指導する社会主義体制の国である。知的財産権保護に関する法的制度は共産党の枠で制定される。中国の文献では制度的な内容が多く、事実関係が弱い面がみられた。

本論文では、事実関係の面に視点を置いて、米中知的財産権紛争と知的財産権関連規制の実効性について、中国側からその原因をさらに探ってみる。また、知的財産権紛争の争点になる対象をあきらかにし、貿易の面から分析していこうと思う。

第1章 知的財産権概念および知的財産権制度の設立

以上の先行研究内容をふまえて、第1章では知的財産権概念を途上国の視点から解釈し、知的財産権制度の歴史を探りながら、中国知的財産権制度の沿革を説明した。また、知的財産権とアメリカ経済の関係を述べることで、米中知的財産権紛争の背景を探った。

まずは、中国での知的財産権の定義、国際条約などの定義から知的財産権の重要性とその役割を明らかにしている。次にアメリカにおける知的財産権の意義を述べ、アメリカがなぜ知的財産権を重要な通商政策の対象として取り上げているか分析する。そして、知的財産権制度の歴史を追って、中国の知的財産権保護に向けての法制度の動きを論じた。

最初の知的財産権制度はヴェネチアで誕生し、イギリスで発展したといわれている。1443年には発明に対して、特許が与えられたとされるが、1474年に世界最初の成文特許法として「ヴェネチア共和国発明者条例」が公布された。ここで分かるように、世界最初に公布されたヴェネチアの特許法は今から570年以前のことで、アメリカは約227年前に知的財産権法を制定している。アメリカより100年も遅れて特許制度が作られた日本も129年の歴史を持っている。

それに比べて、中国の知的財産権制度の歴史は30年ぐらいに過ぎない浅い歴史である。100年説というものもあるが、1949年中華人民共和国が成立される以前のことであって、実質的に機能していなく、1984年3月12日に公布された「中華人民共和国専利法」が、1985年4月1日から施行されることにより中国の特許制度の新しい歴史の始まりだと言われる。

このように、少なくとも日本よりは100年、アメリカよりは200年も遅れてではあるが、20年余りというわずかな時間で知的財産権関連法規をほぼ完備させ、2012年には特許、実用新案、意匠、商標の産業財産権の四つの権利出願数で世界一になる急速な発展を見せた。短期間に知的財産権関連のベルヌ条約、パリ条約など国際条約へ加盟するなど知的財産権の法的保護体制はほぼ完璧に進んで、アジアでも有数のレベルに達したにも関わらず、いまだにアメリカと知的財産権をめぐってしばしば紛争がおきる。こうした米中知的財産権紛争の背景を次章であきらかにする。

第2章 米中通商関係の現状と問題点

本章では、米中国交正常化前後の中米経済関係とWTO加盟をめぐる中米関係、最近の米中関係の展開など3段階に分けて論じる。また、近年のデータで世界貿易に占める両国の比率、貿易相手国別構成、貿易商品構造などの分析を行い、両国の世界的な影響力を見ると同時に両国の貿易がどのように密接な関係を持ち、相互補完性を持っているかについて研究を行う。そして、中国とアメリカ両国の経済関係において生じている問題点と今後の経済関係の行方について考察する。

1949年10月の新中国成立後から、現在にいたる米中関係を論じ、中国と米国が貿易関係の中で生じた摩擦の特徴の説明を行う。経済性摩擦から政治化摩擦、制度性摩擦まで、さまざまな摩擦が起きているが、中国の産業構造と輸出製品構造の高度化により高付加価値とサービス貿易領域も米中摩擦の新しい焦点になっている。米中貿易データの分析から世界経済に

における中国とアメリカの影響力と両国の相互補完性について論じることに
より、焦点になる知的財産権摩擦の原因を探る。

第 3 章 WTO 加盟以前の中米間の知的財産権紛争

知的財産権をめぐる米中間の紛争は 90 年代から今に至ってしばしば発
生しているが、2001 年 WTO 加盟を契機に新たな特徴を表わしていることか
ら、大きく WTO 加盟以前と加盟後二つに分けて分析を行っている。さらに
中国の WTO 加盟後の知的財産権紛争に関する交渉内容を中国の経済成長に
より、WTO 加盟直後と現状に二段階に分けて説明する。

本章では、1979 年国交正常化以降から WTO 加盟前までの米中知的財産権
紛争を対象とし、スペシャル 301 条の成立背景とスペシャル 301 条による
米中両国の知的財産権紛争に関する交渉内容を整理したうえで分析を行っ
ている。知的財産権を巡る米中間の紛争は 90 年代に大きく 3 回生じている
が、紛争の背景と特徴を論じる。

紛争についてみると、中国はアメリカの国内法 301 条の発動に厳しく反
発しながら、知的財産権関連法を整備していくなど顕著な進展をみせた。
しかし、アメリカ側はこうした進展に一定の評価を与えながらも、中国側
での制度の整備に実効が伴わない点を依然として問題としているのである。
これらが紛争の背景になっていることを明らかにする。

第 4 章 WTO 加盟後の中米間の知的財産権紛争

中国は、2001 年 12 月 WTO（世界貿易機関）加盟を契機に、著しい経
済発展を遂げ、世界経済でも高い成長率を維持している一方、TRIPS 協定
（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）に従って、知的財産関連法
の改正を行い、徐々に国際基準に接近しつつあるが、知的財産権をめぐる
中国とアメリカ間の通商摩擦は依然として焦点になっている。

本章では、中国 WTO 加盟後の中米知的財産権紛争を対象とし、TRIPS
協定による知的財産権紛争内容を整理した上で、WTO 加盟以前の紛争と
比較して分析を行うと同時に、WTO 加盟後の紛争の新たな特徴と動向を

明らかにして、米中知的財産権紛争の行方について考察する。

WTO 加盟後中米知的財産権紛争は大きく 2 段階に分けて分析されている。知的財産権をめぐる米中摩擦は WTO 加盟以前の紛争に比べて程度は弱いとはいえ、知的財産権侵害の現状は続き、やがて、2007 年 4 月に米国は中国の知的財産権保護が不十分だとして、中国を WTO へ正式に提訴することになった。

WTO 加盟後の紛争は加盟以前に比べて、新たな問題と新たな特徴を現している。まずは、米国の国内法である「スペシャル 301 条」による二国間交渉から WTO による多国間交渉に変わるなど質的に違う面がみられる。

次に中米知的財産紛争の場をみると、WTO 加盟以前は中国国内に集中したが、WTO 加盟後、中国の対米輸出製品が知識・技術集約的なハイテク製品へ転換するなど輸出構造の高度化とともに対米輸出の拡大により、アメリカ国内も紛争の場となりつつあった。また、制度的な問題から商品問題へと高度化する面もみられる。21 世紀に入ってから知知的財産権関連法が整備されていくと共に紛争は多様化、複雑化しつつある。

中国の経済的成長と米中間の相互依存度の増加により、今後、米国の通商政策は中国側の更なる責任感のある役割を求められると思われる。従って、紛争は日々複雑化されると同時に深化しつつある。また、両国間の貿易の不均衡は、引き続き知的財産権の紛争に拍車を掛けると思われる。

第 5 章 米中間知的財産権紛争の行方

本章では、中国の通商政策から中国の知的財産権の仕組みおよび行政執行機関の分析を行い、知的財産権紛争の行方を論じる。

米中知的財産権の紛争の背景として、知的財産権紛争が起きる以前の社会主義、計画経済体制下の中国では、知的生産物は一種の公共財とみられており、こうした慣習は市場化改革以降も根強く残っている。そのため、知的財産権保護という意識が薄いこと、独自の知的財産をほとんど持っていないので自ら保護しようとする必要性が低く、国内に大きな所得格差に

よる安い値段で入手できる模造品や海賊版が魅力となることなどが要因としてあげられるが、中国の知的財産権紛争処理方法も紛争の背景の一つとして考えられる。

中国では日本の「知的財産基本法」のような政策的法律規定は設けられず、中国における知的財産権関連法令の主な執行機関には、国家知識財産権局、特許管理機関、工商総局、国家版權局、税関総局、植物品種権審査許可機関などがある。国家知識財産権局は国務院の直轄機関であり、最高位の特許管理機関で、日本の特許庁に相当する。

また、中国では知的財産権紛争を処理する際には、基本的に「行政ルート」と「司法ルート」の二つのルートによって解決をしている。また、侵害の救済の場面でも、「司法」が判断する以外に「行政」がこれを判断することができる。これは、侵害事件は民事事件に該当し、行政が関与することではなく、当事者間の紛争として「司法」の判断に委ねられる日本の処理方法とは違いがある。現在、中国では一つの知的財産権紛争について、刑事訴訟・行政訴訟・民事訴訟と別々の訴訟になっていて、いわゆる「三権分立」という訴訟裁判体制になっているのが一般的になっている。しかし、近年、特許の出願の増加など知的財産権が増えることによって、知的財産権訴訟問題も増えてきて、裁判上十分な効果を得られないため、紛争処理方法改善の必要性が出てき始めた。

そこで浮かんでいる処理方法の一つが「三審合一」裁判モデルの導入である。「三審合一」裁判モデルとは、「知的財産権事件の民事、刑事、行政三審合一」の略称であり、人民法院が専門の知的財産権裁判廷を設立し、中国の民事訴訟法、行政訴訟法、刑事訴訟法に規定する訴訟手続に基づいて、管轄地域内の各種の知的財産権民事事件、行政事件、刑事事件を一括して審理する制度である。他に、日本、ドイツ、タイのような「知的財産高等裁判所」或いはアメリカの「米国連邦巡回控訴裁判所」の案も考えられるが、本論文では中国の特徴に合わせたモデルとして、「三審合一」

裁判モデルを提案している。

2013年12月に世界知的所有権機関（WIPO）が発表した「世界知的所有権統計」によると、2012年の世界の特許出願は、受け付け国・地域当局別件数で中国が65万2777件となり、2年連続で1位となった。2位は54万2815件の米国で、日本は34万2796件で3位になる。中国の特許出願の増加は今後米中摩擦に限らず、他の国との紛争にまで及ぶ可能性も考えられるし、国外だけではなく中国国内でも問題になると思う。そのため中国の知的財産関連法制度の改革およびその執行力はもっとも必要であって、知的財産権紛争の減少化につながると思われる。

終章—中国の知的財産権戦略の課題

この章では以上の内容を踏まえて、中国の知的財産権戦略の課題を提示している。北京や上海などの地方政府が中央に先駆けて地方独自の戦略要綱を公表している。北京では「2004年—2008年北京知的財産発展と保護要綱」を公表し、創造、保護、利用、人材育成の4つの分野においてそれぞれの戦略目標を立てている。このように、中国は知的財産権戦略に積極的に取り組んでいる。

他にも、中国は漢方薬の面でも力を入れている。WHO(世界保健組織)によると、漢方薬の70-80%は中国産であるが、国際漢方薬市場160億ドルの売上額のうち、日本と韓国が80-90%を占めている。従って、漢方薬の原料輸出大国である中国は、漢方薬剤の生産力が日本や韓国などより弱いと考えられる。中国政府は2002年に「漢方薬現代化発展要綱」を公表したが、これは中国政府の重要な戦略思想を体現したものであるとされている。漢方薬の知財保護については、業界における知財戦略を策定することが定められた。

中国は知的財産権制度の成立として100年説があるとしても、公有制や国民の平均所有制等の理論によって「大鍋飯」時代があったので、知的財産権に対する国民の意識はまだ低い。にもかかわらず、知的財産権関連制

度は短い間に整備され、先進国並みのレベルまで達していると認められている。現在は国を挙げて知的財産権戦略に力をいれているが、知的財産権紛争はいまだに絶えず問題になっている。

一つの国の知的財産権戦略の制定及び実施は、ただの法律マニュアルではなく、その国の経済発展状況および、国内実状に合わせて考えなければならないと思われる。知的財産権が国内の事情に合わなければ、知的財産権保護の基準と現実は乖離してしまう可能性がある。知的財産に関する意識を高め、規制を強化すると同時に、中国の事実に合う中国の知的財産権戦略を模索することが重要だと思われる。また、知的財産権制度の仕組みから分かるように、中央人民政府は最高行政機関であって、また地方人民政府が各省、県、鎮などに設置され、その区画の行政を担っている。そこで、中央と地方、各地域によって認識の違いが生じるだろう。中央から地方まで一貫して認識を高め、取り締まりを強化することが重要であると思われる。中国の場合には EVD (Enhanced Versatile Disc) や第 3 世代移動通信、漢方薬など中国の強みを見せる知的財産権も挙げられているが、漢方薬のように中国ならではの知的財産にもっと取り組むことが必要である。その一例として、最近中国の携帯市場で一位を占めている中国のメーカーのシャオミ (小米) 携帯が取り上げられる。今後はシャオミと米国のアップルの間で起きる知的財産権問題も注目されることが予想される。